別紙１

８港第 216 号
令和８年 11 月 10 日

広報広聴課長　様

港湾海岸課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会
事務局（担当課）	土木部　河川港湾局　港湾海岸課　管理係 （担当）永山　　（内線）4376
設置根拠	□ 法　律　　□ 条　例　　■ 要綱等 （名称）民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会開催要綱
設置年月日	令和８年　　９月　　２日
審議、意見聴取等の内容	民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領（案）について、審議を行う。
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和８年　　10 月　　26 日
公開・非公開の別 （決定の内容）	■ 公　開［■ 全部公開　□ 部分公開］　　□ 非公開
公開・非公開に係る法令等の規定	■ 有　　□ 無 （名称）民間主体の大規模な藻場造成事業に係る審査要領検討会開催要綱

公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定

摘　　要	
報　告　日	令和８年　11 月　10 日

注１　会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

２　「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

３　「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の４（公開基準）の(1)の情報公開条例第７条例第２項第１号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

４　当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。